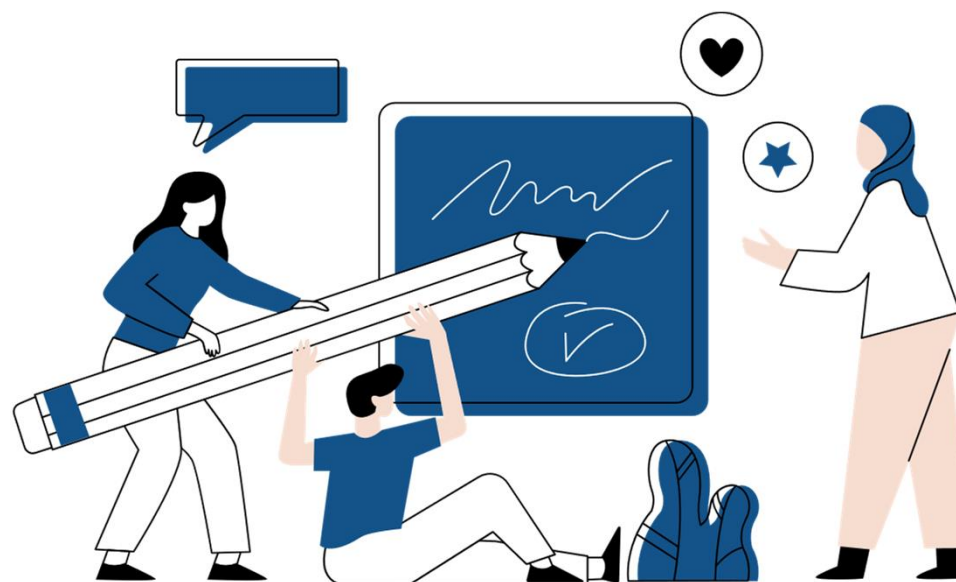
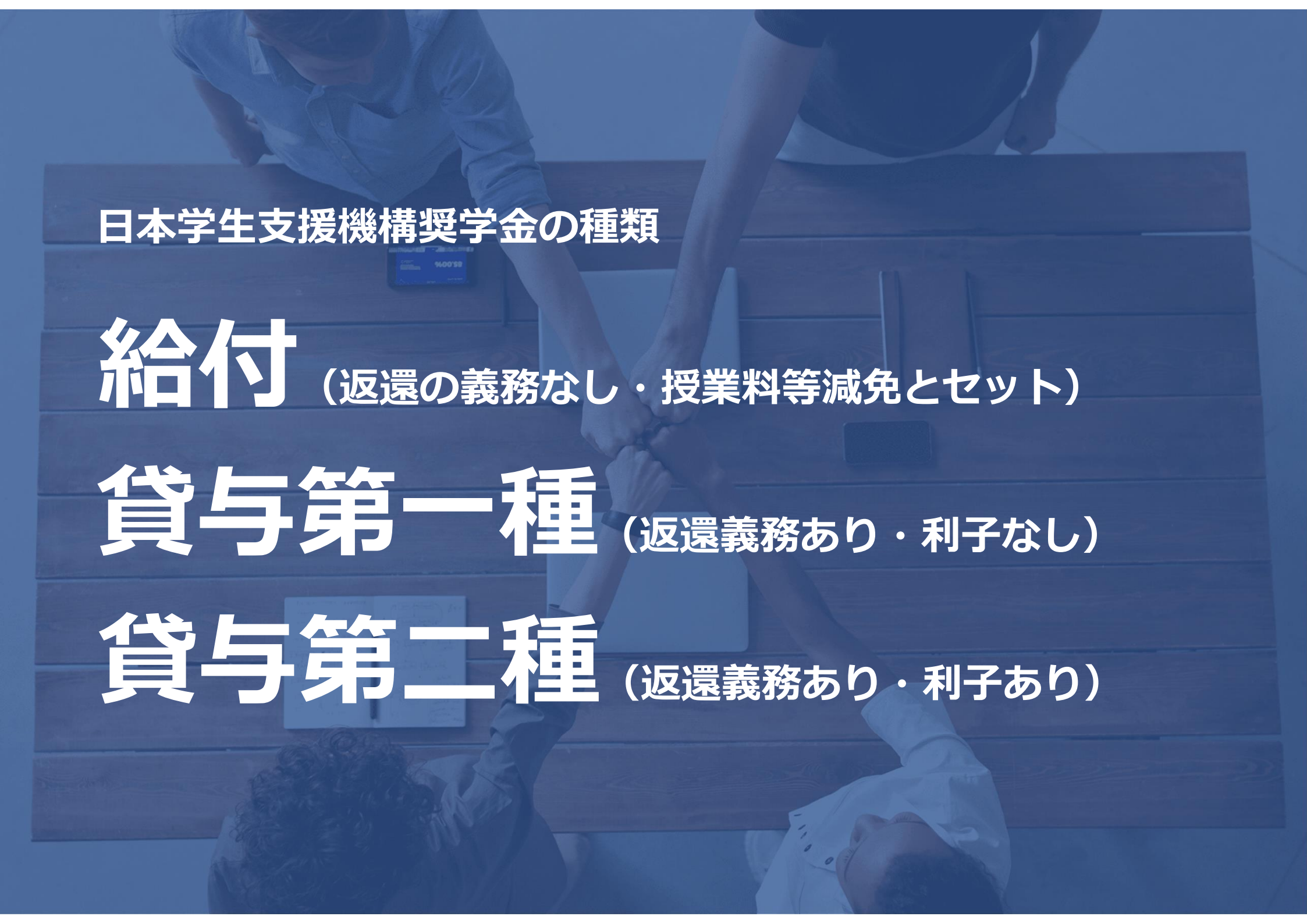


日本学生支援機構

奨学金について



A top-down view of four people (two men and two women) sitting around a dark wooden table, holding their hands together in a circle. The image has a blue tint. There are some papers and a smartphone on the table.

日本学生支援機構奨学金の種類

給付 (返還の義務なし・授業料等減免とセット)

貸与第一種 (返還義務あり・利子なし)

貸与第二種 (返還義務あり・利子あり)

主な申請方法について

予約採用

在学採用
在学二次採用



家計急変採用
緊急・応急採用

予約採用は入学時のみ申請が可能です。

在学採用は毎年春と秋に申請が可能です。（春：在学採用、
秋：在学二次採用）

※奨学金は1～3種類を一度に申請することが可能ですが、
一度申請し採用されている奨学金に再度申請することは原則
できません。

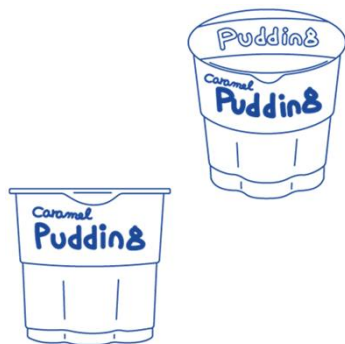
災害や生計維持者の失職等
により、家計の急変があっ
た場合、時期を問わず申請
することが可能です。急変
日から2ヶ月以内を目安に
経済支援担当へご相談くだ
さい。

申請にかかる注意点



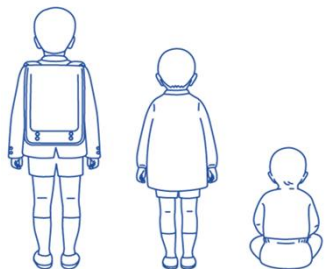
併給調整（併給）

給付奨学金と貸与第一種奨学金の両方で採用されると、給付奨学金の支援区分（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、多子世帯）に応じて貸与第一種奨学金の月額が変化または０円となります。給付奨学金に既に採用されている方が、貸与第一種奨学金を新規申請し採用されている場合（またはその逆）も同様に併給調整がなされます。



併用貸与（併用）

貸与第一種と貸与第二種の両方に採用（または申請）することを併用貸与と呼びます。申請時に「併用」と省略されるため、併給調整（併給）と混同しないようご注意ください。なお、申請時の家計基準に関しましては、貸与第一種の基準よりも併用貸与の基準の方が厳しく設定されています。



令和 7 年度からの多子世帯無償化

多子世帯に該当する方が令和 7 年度からの多子世帯の授業料等無償化を受けるためには、給付奨学金に申請し認定を受ける必要があります。多子世帯に該当する方※は在学採用で給付奨学金の申請をしてください。

※予約採用で給付奨学金採用候補者となっている者を除く。